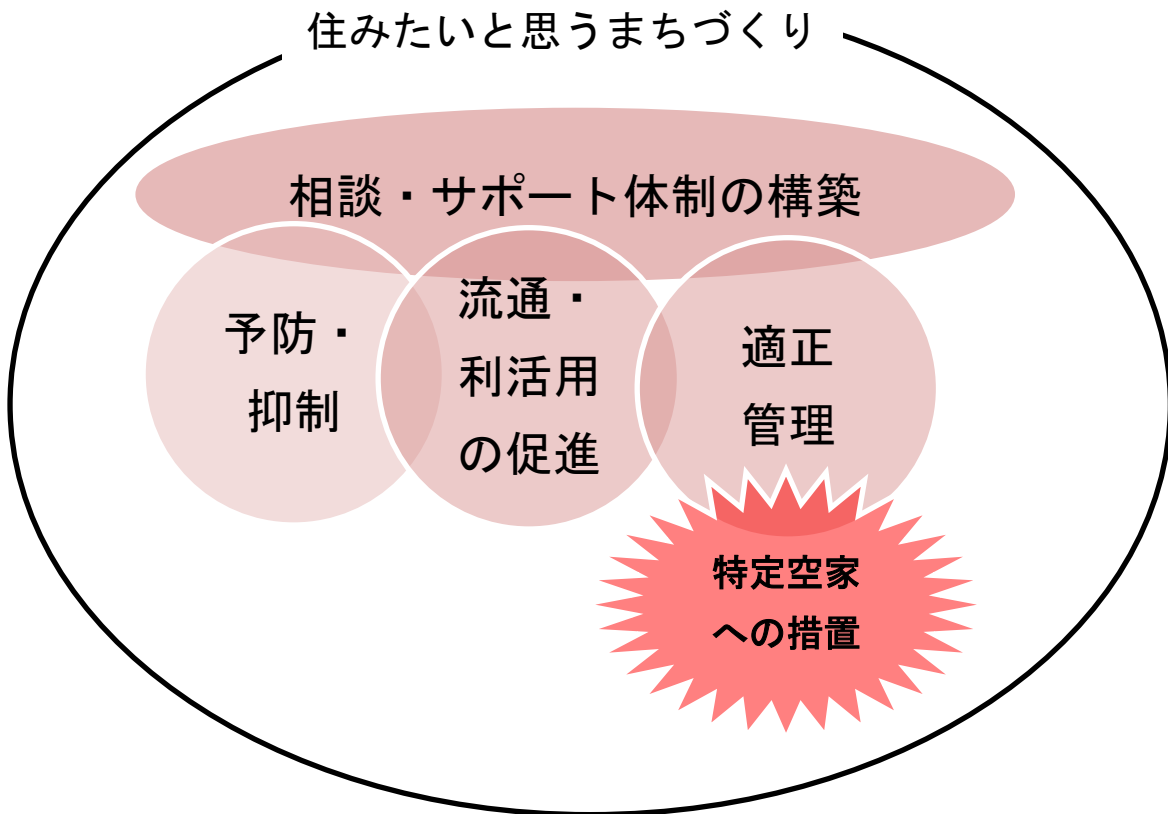


計画の方向性（案）

計画の目標

本計画は「空家等の対策の推進に関する特別措置法」の理念に基づき、家屋の所有者・事業者・地域・行政が協力しながら、適切な管理が行われていない空き家の発生を抑制し、地域住民の生活環境の保全を図るとともに、併せて空き家の利活用に取り組み、空き家に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目指す。

目標に沿った施策の体系



施策の体系に沿った方針・対策



居 住

予防・抑制



方針1 特定空家化の予防・抑制

- 住宅の品質向上による住み続けられる環境づくり
- 維持管理・相続登記の必要性の啓発
- 空き家ハンドブックの作成
- 高齢者教室や講習会への出前講座

流通・利
活用の結
果、居住
に繋げる



空き家化

流通・利活用の
促進



方針2 空き家の流通・利活用

- 空き家バンクによる流通の促進
- 空き家アドバイザー制度による流通の支援
- 庁内関係課や関連団体と連携し、地域課題に応じた利活用の検討
- 各種助成制度の創設や拡充の検討
- 市営住宅としての活用の検討

適正に管
理された
空き家へ



管理不全空き家

適正管理



方針3 空き家の適正管理

- 管理に関する関係団体との連携
- 専門家による無料相談会
- 特定空家等となった場合のデメリット紹介
- ふるさと納税の活用

特定空家
への措置



方針4 特定空家への措置

- 対応に係るフローの策定
- 段階に応じ、法に基づく指導・勧告等の実施